

科学技術振興調整費事業「女性研究者養成システム改革加速」について（概要）

1 目的

多様な人材の養成・確保及び男女共同参画の推進の観点から、特に女性研究者の採用割合等が低い分野である、理学系、工学系、農学系の研究を行う優れた女性研究者の養成を加速する必要がある。

本プログラムを実施し、機関におけるシステム改革に効果的な分野・規模で当該女性研究者の採用を行うことにより、人材の多様化、研究の活性化及び男女共同参画意識の醸成、さらには機関として本来取り組まなければならない柔軟な組織編成や環境整備等を同時に促進し、総合的なシステム改革の構築を目指す。

2 対象とする分野

理学系・工学系・農学系を対象とする。

3 対象とする取組

理学系、工学系、農学系の研究を行う女性研究者の養成計画に基づき、安定的な職（任期を付さない職又は、「大学の教員等の任期に関する法律」による任期を適用する職）に優秀な女性研究者（ポストドクター等の研究職を経験した者に限る。）を新規に採用し、養成するために必要な取組とする。

（※特任教員は含まない）

また、当該女性研究者 1 人に対し、複数のメンターをつけるものとする。ただし、一人の女性研究者の支援期間は 3 年間に上限とする。

（取組内容）

研究費等		内 容
α	新規養成女性研究者のスタートアップ研究費	1人当たり150万円以内（採用された日より1年間に限る）
β	新規養成女性研究者の研究費	1人当たり100万円以内（採用後2年目、3年目）
γ	① 新規養成女性研究者を雇用する経費	1人当たり300万円又は雇用する経費の1/2のいずれか低い金額を上限とする。（3年間）
	② 女性研究者の研究支援経費	国際学会等参加経費、論文投稿の際の英文校閲経費等、研究スキルアップ経費 （本課題を実施する前にすでに在籍している理学系、工学系、農学系の研究を行う女性研究者を含む） ----- 新規養成女性研究者のメンター教員への補助経費 1人当たり20万円以内 （新規養成女性研究者の支援につながる経費に限る）
	③ 新規養成女性研究者の研究支援員を雇用する経費	出産・育児のため、研究支援員が必要な者に限る

4 費用

・1課題当たりの年間の申請経費は、算式より算定して得られた金額に、間接経費（文部科学省から直接経費の30%に相当する額が配分される）を加えて得た額とする。

・原則として初年度は4千万円（間接経費を含む。）を上限とし、2年目以降は年間8千万円（間接経費含む）を上限とする。

※当該年度に新規養成女性研究者を計画通り採用できなかった場合は、翌年度の予定採用数に加え採用を行うものとする。

5 実施期間

・原則5年間とする。

ただし、課題開始後3年目に中間評価を行い、中間評価の結果に応じて、計画の変更、課題の中止などの見直しを行う。